中央会からのお知らせ

中小企業組合や中小企業者グループによるプロジェクトを支援します!

【募集概要】

対象テーマ 新製品・新技術・新事業分野進出等に関する研究開発、販路開拓、SDGs 対応、付加価値の向上、 情報化対応(ホームページの改修・SNS対応・システム開発)、技術・技能の継承等、経済的・ 社会的環境の変化などにより、単独では解決困難な諸問題について、中小企業者が連携して 解決・改善するための取組み

> 例:現代のニーズに対応した新商品開発およびそれに伴う実用化実験、商店街活性化のための動向調査、新分野 進出に向けての大規模展示会出展・PR 活動

補助対象中小企業組合、任意グループ、LLP、共同出資会社等、中小企業者による連携組織

補助上限額 100万円

補 助 率 対象経費の 1/2 が上限

申込締切令和5年3月17日(金)

申し込み方法 メールフォームに必要事項(①組合名(グループ名)②ご担当者名③テーマ④連絡先)をご 入力のうえ、お申し込みください。

※お申し込み後、当会より実施テーマについてヒアリングを させていただきます。テーマや事業内容等によりご希望 に添えないこともありますのでご了承ください。

詳細はコチラ ⇒ https://www.chuokai.com/r5katsuro/

<担当:連携推進課



QRコード

特定退職金共済制度のご案内

(引受保険会社 大樹生命保険株式会社)

特定退職金共済制度(特退共)は、従業員の定着が図られ、安定した退職金準備ができる共済制度です。兵庫県中 央会が企業に代わって創設し、運用しています。兵庫県内に事業所を有する事業主さまであれば、当会の会員・非会 員を問わず、どなたでも加入できます。加入希望の方は、当会または大樹生命保険(株)までお気軽にお問い合わせ ください。

制度の特長

- ①退職金制度の確立は、従業員の確保と定着化を図り、企業経営の発展に役立ちます。
- ②この制度を採用することで、中小企業でも安定した退職金制度が容易に確立できます。
- ③月々、定額の掛金を支払うことにより、将来の退職金を計画的に準備できます。
- ④事業主が負担する掛金は、全額損金または必要経費に計上できます。 ※従業員の給与所得にもなりません。
- ⑤「勤労者退職金共済機構」が実施する退職金制度(中退共)との重複加入が認められています。 ※他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。
- ⑥この制度を採用することにより、法律に定められた退職金支払いのための保全措置が講ぜられます。
- ⑦掛金は、生命保険株式会社に運用を委託しております。

詳細はコチラ → https://www.chuokai.com/taiju-life/

<担当:総務課 森田>

地震・津波の補償「地震特約」 中小企業のための

ひょうご共済の火災共済に特約としてご加入いただける制度です。

ひょうご共済 地震特約

検索、

"ひょうご"の中小企業を補償でサポート!



月 刊

中央会

(オー)

月刊中央会

動くうなぐ結ぶ 組合・中小企業を サポート

第781号 2023/February

応援します!

令和5年2月5日号(毎月1回5日発行)



運転前後の酒気帯び有無の確認、記録簿の保管について

■中央会事業

- ◇組合決算講習会を開催しました
- ◇兵庫県中小企業青年中央会(Hyogo-UBA)が新年祝賀 会を開催しました
- ◇組合Q&A 「持分|
- ◇「バーチャル展示会HYOGO!」出展者募集中!

■情報レポート

県内中小企業は、個人消費回復の影響を受け景気好転 の兆しがある一方で、人手不足の進展と物価上昇に伴 う収益の悪化が懸念される。

■お知らせ

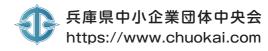
- ◇ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 (14次締切分)の公募
- ◇インボイス制度、支援措置があるって本当!?

コラム

- ◇中小企業のための労務レポート
- 今年(2023年)4月から、月60時間超の時間外労働 割増賃金率50%が中小企業にも適用されます ハタ経営労務サービス 代表 畑 英樹

■中央会からのお知らせ

- ◇中小企業組合や中小企業者グループによるプロジェ クトを支援します!
- ◇特定退職金共済制度のご案内



2022.3.16

運転前後の酒気帯び有無の確認、記録簿の保管について



飲酒運転による重大事故発生を受けて、自動車を使用する事業者への酒気帯び確認が強化されま した。法改正に伴うアルコールチェック体制構築の準備、運用ルールについて簡潔にまとめます。

法改正ポイント

※延期中(開始時期未定)

記録の保存	記載なし	記録保存(1 年間)	記録保存(1年間)
	気などの確認	について目視で確認	いて目視、 アルコール検知器 を用いて確認
乗務前確認	運転前に飲酒、過労、病	乗務前及び終了後に、酒気帯びの有無	乗務前及び終了後に、酒気帯びの有無につ
	改正前	改正後(2022年4月1日以降)	改正後(2022年10月1日以降*)

準備

□ 安全運転管理者の選任(選任していない場合、速やかに選任すること)

1 拠点で事業用自動車 5 台以上、定員 11 人以上の自動車を 1 台以上使用している場合に 1 人選任しましょう。 ※マイカーを事業用に使用している場合も含みます。

□ 副安全運転管理者の選任(選任していない場合、速やかに選任すること)

事業用自動車 20 台につき 1 人選任しましょう。

※安全運転管理者、副安全運転管理者選任後は、15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出しましょう。

□ 補助者の選任 ※任意

安全運転管理者、副安全運転管理者の業務を補助する者です。補助者によるアルコールチェックも可能です。

- □ アルコールチェックの記録表を用意(ない場合、速やかに用意すること)
- □ アルコールチェック体制、運用ルールの策定(策定していない場合、速やかに策定すること)
- □ 必要要件を満たしたアルコール検知器を用意

アルコールチェック体制構築フロー

運用ルール策定

- ●チェック・報告方法
- ●アルコールが検出された場合の 対応法 等

上記のマニュアル化

従業員への周知・教育

- ●法改正の内容、運用ルールの 全従業員への周知・徹底
- ●アルコールの正しい知識の教育
- ●管理者向け研修実施

運用

- ●アルコールチェック実施
- ●記録の保存、検知器の点検・保持
- ●アルコール依存症による常習者へ の対応

アルコールチェックの運用

	事業所から出発 タイプ	自宅から出発 タイプ
業務形態	一度出社し、自動車を運転	自宅・出張先から自動車を運転
アルコール検知器	据置型 事業所に1つ以上	携行型 各運転者に配布
アルコールチェック法	事業所 で、 対面 により検知器チェック Point:自己申告だけでなく、 呼気の臭い や 顔色、 応答の声の調子 なども確認すること。	リモート で、電話等により検知器チェック Point:顔が見えない分、 声の調子 などを確認すること。 可能であれば、 ビデオ通話で顔色 を確認すること。
記録・検知器の保持	安全運転管理者等が所定の管理表に記録し、保管	安全運転管理者等が所定の管理表に記録し、保管
アルコール検知器の保持	点検し、常時適切に保持すること	点検し、常時適切に保持すること

[※]安全運転管理者不在時のアルコールチェックは、副安全運転管理者もしくは補助者が実施しましょう。

各種詳細要件

アルコールチェック記録に必要な項目

必要項目は、①確認者名、②運転者名、③車両登録番号、④日時、⑤確認の方法(アルコール検知器使用有 無、対面でない場合は具体的方法)、⑥酒気帯び有無、⑦指示事項、⑧その他必要な事項の8つです。

記録簿 例

53	録簿			事度所名 (ビル名)						安全運輸	管理者				ED
令和	4 月 日() 天候		言書名						14 U	Ħ				B
	検知器の機能の状況	良・書	※常時有効に保持するだ	A CHARLEST AND A STREET	reserving as care.										
		16. 0	X-9-10-10 X0-10-10-10-10-X		機能しているい。										
			X:#10FHX0CB109 GX	(20)、定典USCEXIP特集を 要務試機器	masuccess.						9.6	*油箱您			
		確認方法※	五 · 章 () 実施時間		-% ± . =	直気帯び 有能	有 - 散	確認方法※	图 - 唯	実施時間	96	704.75 0	· 100	南気 帯び	有 -
1	潭松布名		N . W	要務款機関 アルコ	-% ± . =		有 - 第	確認方法※ 指示事項	图 - 電	実施時間	9.5	アルコール	- 38		有 -

体制整備チェックリスト

- □ 安全運転管理者、(副安全運転管理者) を選出しましたか?
- □ 安全運転管理者、(副安全運転管理者)を選出した後、15 日以内に警察署に必要書類を提出しましたか?
- □ アルコールチェック記録表を用意しましたか?
- □ アルコールチェック記録表は1年間保存していますか?
- □ アルコールチェックマニュアルを用意しましたか?
 - □ アルコールチェック方法 (対面・リモート)
 - □ アルコール検知器の使用方法・管理方法
 - □ アルコールが検出された場合の対応
- □ アルコール検知器は用意しましたか?

据置型(

- 台)・携行型(
- □ 法改正があったこと、社有車運用ルールが変更になることを従業員・管理者に向け発信しましたか?
- □ 従業員向けに、アルコールに関する正しい知識を身に付けてもらうための教育を実施しましたか?
- □ アルコール依存症の疑いがある従業員に対する対策は実施していますか?

アルコールチェックの実施方法

■対面でのアルコールチェック方法



出典:「東京海上ディーアール株式会社」からの提供資料

■電話でのアルコールチェック方法



体調はいかがでしょうか?問題なく運転でき そうですか?アルコール検知器の検査結果は?

> 声は元気そうだし、検知器の結果も 問題ない。大丈夫そうだな。



東京海上日動 TOKIO MARINE 東京海上ディーアール

^{※「}事業所から出発」「自宅から出発」の両タイプの場合、据置型と携行型両方のアルコール検知器を用意し、柔軟に対応することが必要です。



運転前後の酒気帯び有無の確認、記録簿の保管について | 補足説明

アルコールチェックの環境整備はできていますか?

令和4年10月1日から開始予定であったアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認とアルコール 検知器の常時有効に保持することを義務づける規定は、最近のアルコール検知器の供給状況等から事業所に おいて、十分な数のアルコール検知器を入手することが困難であると認められ、当分の間、適用しないこと となりました。現時点において、十分な数のアルコール検知器が市場に流通するようになる見通しが立った 時点で、再度、道路交通法施行規則を改正し、できるだけ早期にアルコール検知器使用義務化規定を適用す ることになっております。

兵庫県中央会では、損害保険会社及びその代理店と連携して、アルコールチェック管理アプリ のご紹介、チェック体制の構築や運用ルールの作成のお手伝い、組合員向けのセミナーへの講師 (保険会社の社員) の派遣等を行っております。お気軽にお問い合わせください。

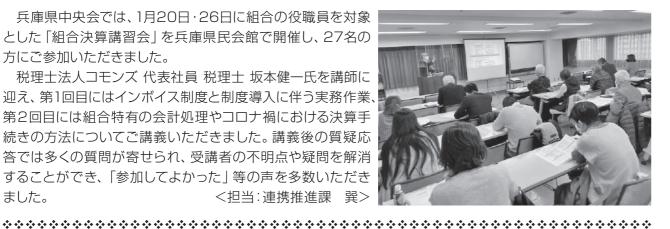
【お問い合わせ先】 総務課 森田 ⋈ morita@chuokai.com

令和4年度小規模事業者組織化指導事業 特別講習会 組合決算講習会を開催しました



兵庫県中央会では、1月20日・26日に組合の役職員を対象 とした「組合決算講習会」を兵庫県民会館で開催し、27名の 方にご参加いただきました。

税理士法人コモンズ 代表社員 税理士 坂本健一氏を講師に 迎え、第1回目にはインボイス制度と制度導入に伴う実務作業 第2回目には組合特有の会計処理やコロナ禍における決算手 続きの方法についてご講義いただきました。講義後の質疑応 答では多くの質問が寄せられ、受講者の不明点や疑問を解消 することができ、「参加してよかった」等の声を多数いただき ました。



兵庫県中小企業青年中央会(Hyogo-UBA)が 新年祝賀会を開催しました

兵庫県中小企業青年中央会(会長 稗田晴彦)は1月25日に生田神社 及び神仙閣にて、【令和4年度Hyogo - UBA新年祝賀会】を開催しま した。新型コロナ発生以降、規模を縮小し、正副会長のみで新年のご 祈祷を行っておりましたが、本年度は稗田会長体制として初の新年祝 賀会を開催することができました。

生田神社のご祈祷では参加者一同で商売繁盛とコロナ禍の終息を 祈願し、後の懇親会では皆様の健康とご多幸、更なるビジネスの拡大 を願い、正副会長による盛大な鏡開きが行われました。前日に10年に 1度の寒波が襲来し、当日は交通機関の運転見合わせ等のトラブルが 発生しながらも50名近いご参加をいただき、これまでの活動停滞を 取り戻すような活気に満ちた異業種交流の機会となりました。

本年はHyogo - UBAにとりまして創立40周年を経て、次の50周年 へ向けて歩みだす新たなスタートの年となります。役員一同、更なる Hyogo-UBAの発展に邁進してまいります。





<担当:情報企画課 阿部>

組合Q@A「持分」

▶ 持分の譲渡加入について ▶ ▶

- Q1. 他人の持分の全部または一部を譲り受けて組合に加入しようとする者からも加入金を取ることはでき ますか?
- **A1.** 持分譲渡加入の場合、持分調整金としての性格を有する加入金は徴収できないと考えられます。理由と しては、持分譲受加入の場合、出資の払込手続を必要としませんので、定款に定めた出資1口金額とこれ に応ずる持分額との調整を行う必要が生じない(すでにこの点を考慮して持分の譲渡価格が当事者間で 決定されたものと考えられます) からです。
- **Q2.** 他人の持分の全部または一部を承継して加入する場合、「全部または一部とは5口以上をいう」と定款 に記載しても良いですか?
- **A2.** 定款において、貴組合への出資口数を5口以上とし、また、現組合員のすべてが5口以上の出資を有し ている場合は、新規加入者と譲受加入者との均衡を失することはないと考えられることから、差し支えあ りません。

▶▶ 脱退者に対する持分の分割払戻しについて ▶▶

Q. 固定資産を多く持つ組合において、組合員が脱退した場合、脱退者の持分を全額一時に払い戻すことは 組合の資金繰りがつかず組合運営に支障をきたすことが考えられます。そこで、以下のような持分の払戻 しを年賦払いとすることの定款変更は適当でしょうか?

事業協同組合定款参考例第14条(脱退者の持分の払戻し)に相当する規定に次の1項を加える。

- 案の1 「2 前項の払戻しの期限は、脱退した事業年度の決算確定後○年以内の年賦払いとするものと する。ただし、年賦払いによる利息は支払わないものとする。
- 案の2 「2 前項の払戻しは、年賦払いとし、その期限は、総会の定めによるものとする。ただし、年賦払 いによる利息は支払わないものとする。|
- A. 払戻しの方法は、中協法第20条第1項の趣旨から具体的には定款で定めるべきものです。 持分の払戻しの取扱いについては、定款により、その一部に限り(例えば出資額を限度として)払い戻す ことができます。分割払いを規定することも考えられますが、この場合、分割払いによって不当に脱退が制 限されることのないよう、1回の払戻金額、賦払期間が合理的に定められる必要があります。

どの程度までの分割払いが合理的かは具体的事情に即して判断されるべきものと考えますが、中協法 上出資の払込みにつき分割払いの際、第1回の払込金額は、出資1口の金額の4分の1以上であることを要 していることから、払い戻しについても同様に4分の1以上であれば、合理的と言い得るものと考えますが、 分割払いにより脱退を不当に制限しないという趣旨から年賦払いの場合、一定の金利を支払うことが適当 です。

<参考資料>全国中小企業団体中央会『組合質疑応答集(2019年3月)』p.34p.35

「バーチャル展示会HYOGO!」 出展者募集中!

インターネットやSNSが発達した現代のIT社会では、多くの人がパソコンやスマートフォンを使用して 情報を収集しており、ビジネスにおいて情報発信の重要性は年々高まっています。

兵庫県中央会では、県内事業者の商品・技術の新規取引先開拓等ビジネスマッチングを目的に無料で ご利用いただけるデータベースサイト「バーチャル展示会 HYOGO!」を運営しております。 ぜひ、組合活動のPRや販路開拓にご活用ください。



兵庫県中央会 バーチャル展示会

<担当:情報企画課 中橋>



ポ

お知らせ

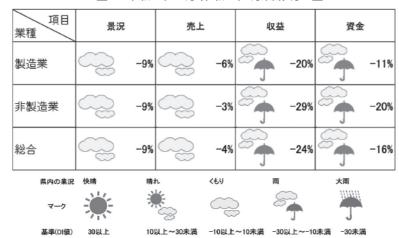


県内中小企業は、個人消費回復の影響を受け景気好転の兆しがある一方で、 人手不足の進展と物価上昇に伴う収益の悪化が懸念される。

日本銀行が令和5年1月12日に公表した 1月の地域経済報告(さくらリポート)によ れば、近畿地域は「感染症抑制と経済活動の 両立が進む下で、持ち直している」として景 気判断を引き上げた。

一方、県内の中小企業では、物価上昇への 対応に左右される一方で、引き続き、供給制 約の緩和が進んだほか、感染症流行に伴う制 約のない状態で年末を迎えたことによる個 人消費が景気の下支えをしたものと思われる。 しかし、各業界で人手不足がさらに進んでい る現状があり、物価上昇による収益の悪化と 相まって、県内中小企業の景気回復の重しと なりつつある。

業種別景況天気図(前年同月比) 令和4年12月(令和5年1月集計)分



●●●●● 業界 の 声 ••••

製造業

今年の3月スタートへ向けての価格改定交渉が最終段 階へきている。すでに早いところでは、昨年12月中旬か ら価格変更が進んでいる。売価が上昇し売れるかどうか は今後のPOSデータの推移を見極める。

コスト高をカバーする値上げは現状無理である。この 厳しい状況が続くと組合員数の減少により売上高のアッ プは非常に難しいものがある。当組合の大手生産企業は OEMが大半であり契約書等の関係ですぐには値上げが できない。

繁忙期にあたり受注状況は順調に推移しているが、先 行きおよび近時の材料費・燃料費等の値上がりにより収 益状況は悪化となっている。ついては、4月からの製品値 上げに向け種々検討しているところである。

鉄鋼・金属······

11月と同様、短期納品の受注が多い。大口受注もなか なか無いため、利益率は低いが2~3月先の納期に影響 がない範囲で受けるのも止む無しとのこと。

自動車メーカーでは、半導体供給不足の影響で、生産 計画を下方修正しており、この影響により前月とほぼ同 水準の稼動となっている。

人の流れも増加して、生産は、相変わらず人手不足で、 納期に追われ、多忙を極めている企業も多く出てきた。 OEMの仕事がかなり好転しており、忙しいメーカーも多 い。加工費、人件費が高騰し、製品の上代をあげないと地 場産業である中小の企業は、経営が成り立たない。

非製造業 -----

取扱量は減少傾向にあるが、商品価格の高騰により売 上高が上昇している。

卸売業.....

10月以降の様々な値上げの影響で購入者数は若干減 ったようであるが、逆に単価アップにより売り上げ増の店 が増えた。飲食店はコロナ禍前に戻ったような活況を呈 した。

値上げ品ラッシュが止まらない状態が続いている。

12月は仕事量・出勤数共に元に戻りつつあった。しか し、1月は部品や材料の供給不足が未だに続いており、年 末年始を長くとる傾向(取引先や仕入先含)も影響して、 売上が伸びなかった。

毎年のことではあるが、年末の期間は水回りの修理依 頼が大変多くあった。電話受付件数は、寒波時を除けば 過去最高の月間2833件であった。修繕事業者は多忙を 極め即日対応が難しい状態だった。また、年末ぎりぎりま で修繕対応に追われていたようだ。

12月の軽油価格は前月の値下げ価格を上回る値上げ で、インタンクで1円、カードは1円30銭の値上げであっ た。取扱数量は、前月よりは若干増加したが、前年同月比 では91.9%と低調な数字であり、年末であるのに物流は 相変わらず伸び悩んでいる状況であった。

景気動向(前年同月比)の推移 DI図 ---- 売上 ----- 収益 資金 —— 景況 -20 -40 -40 -60 -60 -80 -80 R4 10 R2.7 R2 10 R3 1 R3 4 R3 7 R3 10 R4 1 R4 4 R47

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(14次締切分)の公募

中小企業等による生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うた めの設備投資を支援する補助金です。

申請枠	補助金額	補助率
通常枠	100万円~1,250万円*	1/2 小規模企業者·小規模事業者、再生 事業者2/3
回復型賃上げ・雇用拡大枠 デジタル枠		
グリーン枠	(エントリー類型) 100万円~1,250万円* (スタンダード類型)750万円~2,000万円* (アドバンス類型) 1,000万円~4,000万円*	2/3
グローバル市場開拓枠	100万円~3,000万円	1/2 小規模企業者·小規模事業者2/3

※従業員数によって補助金額は異なります。

【**申請期間**】 今和5年3月24日(金) 17時~令和5年4月19日(水) 17時

【申請方法】 電子申請システム(GビズIDプライムアカウント)のみで受付

詳細はコチラ ⇒ https://portal.monodukuri-hojo.jp/

くお問い合わせ先> ものづくり補助金事務局サポートセンター

TEL: 050-8880-4053 E-mail: monohojo@pasona.co.jp

信用保証のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへ

当協会では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、経営相談窓口を設置し、各種 保証制度等により、経営支援、資金繰り支援を行っています。

令和5年1月10日協会申込受付分から、要件が改正されました。

・対象者の要件の売上高減少率が「15%以上」から「5%以上」に緩和。 ・対象者の要件に「利益率の減少要件」が追加。

① 全国統一保証「伴走支援型特別保証制度」)

両制度は、経営行動計画策定等の要件を満たした場合、

② **兵庫県融資制度「伴走型経営支援特別貸付」** 当初保証料の一部補助を受けることが可能です。

上記は、概要のため、詳細は当協会HPをご覧いただくか、各事務所・支所にお問い合わせください。

HPはこちらから☞



兵庫県信用保証協会

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

TFI 078-393-3900(代表)







インボイス制度、



支援措置があるつて本当!?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。 また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け

納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、 **売上税額の2割を納税額とする** ことができます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円 以下等の要件を満たす方)

令和5年10月1日~令和8年9月30日を含む課税期間

※個人事業者は、令和5年10~12月の申告から令和8年分の申告まで対象



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例 を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、 簡単に申告書が作成できるようになります!

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は右頁へ

財務省

お知らせ

小規模事業者向け

インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、

補助上限額が一律50万円加算されます!

対 象 小規模事業者

補助上限 50~200万円(補助率2/3以内)※一部の類型は3/4以内

▶ 100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)

補助対象
税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け

会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジルル)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました。

対 象 中小企業·小規模事業者等

補助額 ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃

PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)

補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等

中小事業者向け

少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても 帳簿の保存のみで 仕入税額控除ができるようになります!

対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下 または1年前の上半期(個人は1~6月)の 課税売上が5千万円以下の方

令和5年10月1日~令和11年9月30日





すべての方が対象

少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります! 振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

対象になる方すべての方

適用期限はありません。



すべての方が対象

登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

■詳しくはこちらまで











■その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

00 0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

|受付時間| 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

7

8



中小企業のための 労務レポート

今年(2023年)4月から、月60時間超の時間外 労働割増賃金率50%が中小企業にも適用されます

ハタ経営労務サービス 代表 (中小企業診断士/特定社会保険労務士)

■はじめに

今年(2023年)4月から、中小企業の割増賃金率が引き上げられることをご存じでしょうか?2010年の労働基準法 改正により、1か月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%以上となりました。大企業では既にこの改正が適用さ れていますが、中小企業は適用が猶予されてきました。しかし、適用猶予が3月に終了し、4月から中小企業にも適用 されます。

しかし、割増賃金率引き上げの情報が中小企業に浸透していないように感じられます。そこで、本コラムでは今年4 月から適用される割増賃金率の説明をします。

■割増賃金率

法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超 える時間外労働 (法定時間外労働) をさせた 場合、使用者は通常支払われる賃金(時間単 価)の25%以上の割増率で計算した額の賃金 を支払う必要があります*。前述の通り、2010 年の労働基準法改正によって時間外労働の合 計が60時間を超えた場合の割増賃金率が、50 %以上に引き上げられています。中小企業は 適用猶予されてきましたが、今年4月から中小 企業にもこの規定が適用されるようになります (図①参照)。

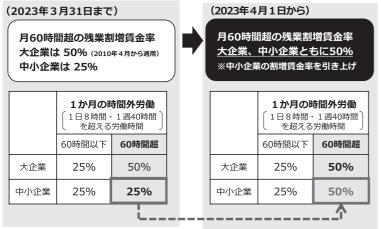
※時間外労働(法定時間外労働)のほか法定休日や 深夜(22:00~5:00)に労働させた場合も、 一定率以上の率で計算した割増賃金を支払わな ければなりません(変更なし)。

■具体例

例(図②)のように時間外労働・休日労働を した場合、日々の時間外労働の時間を累計する と、1日から23日までの時間外労働の累計は60 時間となります(法定休日である日曜日の休日 労働は、1か月60時間の法定時間外労働の『60 時間』に含まれないことにご注意下さい)。60 時間以下の割増率は25%以上です (例では25 %) から、この間 (1日から23日まで) の割増賃 金は[労働時間単価×125%×60時間]で計算 した額になります。

24日以降の時間外労働については、割増率 が50%以上になります(例では50%)。従って、 24日から31日までの時間外労働 (累計10時間) については [労働時間単価×150%×10時間] の割増賃金が必要です。

【図(1)】



▶2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

[図②]

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点 から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

> 1 か月の起算日は毎月1日

日	月	火	水	木	金	±
	1	2	3	4	5	6
	5 時間	5 時間		2 時間	3 時間	5 時間
7	8	9	10	11	12	13
5時間	2 時間	3時間	5 時間		5 時間	5 時間
14	15	16	17	18	19	20
	3 時間	2 時間		3 時間	3 時間	3 時間
21	22	23	24	25	26	27
	3 時間	3時間	2 時間	1時間	2 時間	1時間
28	29	30	31			
3 時間	1時間	1時間	2 時間			

また、法定休日の労働(7日と28日の8時間)については、35%以上の割増率で計算した額の賃金を支払う必要があ ります(従来と変更ありません)。

■法定休日労働、深夜業との関係

●1か月60時間の法定時間外労働の算定には、法定休日に行った労働は含まれません(所定休日(会社が定めた休 日) に行った労働は含まれます)。なお、労働条件を明示する観点や割増賃金の計算を簡便にする観点から、法定 休日とそれ以外の休日を明確に分けておくことが望ましいです。

●深夜(22:00~5:00)の時間帯に、1か月60時間を超える法定時間外労働を行わせた場合は、75%以上(深夜割 増賃金率25%以上+時間外割増賃金率50%以上)の率となります。

■代替休暇制度*

1か月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の方の健康を確保するため、引上げ分の割増賃金の代わり に有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。1か月60時間を超える法定時間外労働について、『割増賃金』 で受け取るか、『代替休暇』を取得るかは、労働者に委ねられています。使用者が強制できません。

代替休暇制度導入にあたっては、過半数労働組合(それがない場合は過半数代表者)との間で労使協定を結ぶこ とが必要です。労使協定で、①代替休暇の時間数の具体的な算定方法、②代替休暇の単位、③代替休暇を与えるこ とができる期間、④代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日等を協定します。

※参照:『改正労働基準法のあらまし(平成22年4月1日施行 パンフレット)』(https://www.mhlw.go.jp/topics/2008/ 12/dl/tp1216-1I-01.pdf)

■最後に

この法改正の狙いは、長時間労働・過重労働の抑制で す。過労死ラインといわれる月平均時間外・休日労働80時 間が見えてきてから労働時間の抑制を図っても遅いので、 『月60時間でブレーキを踏んでくれ』という厚労省のメッ セージを感じます。

補助金なども活用して、業務プロセスの見直し、機械化 の推進、増員を図り、できるだけ時間外労働の削減に努 めましょう。

PROFILE

プロフィール

ハタ経営労務サービス 代表 畑 英樹

(中小企業診断士·特定社会保険労務士) 【経歴】



●「人財育成と組織活性化で企業価値を 上げる | をモットーに、経営相談や研修・セミナー講師、 顧問先の労働社会保険手続き代行、就業規則作成等で中 小企業の支援をしている。

【ホームページ】https://www.hata-srmc.com/



新型定期預金マイハーペスト

高めの金利設定(当金庫内比較)

1年、2年、3年から期間が選べる

お預け入れは50万円から

商工中金

■袖戸市役所南側而 λ る

●市民会館東隣

●労働福祉会館前

2 0 6 (6 4 8 1) 7 5 0

9



コラ

4

10